

名古屋市エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、エスカレーターの利用等に関し必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用の促進を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エスカレーター 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第2号に規定するエスカレーターその他これに類するものであって、不特定の者の用に供されるものをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいう。
- (3) 利用者 市内においてエスカレーターを利用する者をいう。
- (4) 管理者等 市内に所在する施設であって、エスカレーターが設置されているものの管理者又は所有者をいう。
- (5) 関係事業者 市内において、エスカレーターの製造、据付け、保守、改修等を業として行っている者（当該者が組織する団体（以下「関係団体」という。）を含む。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、エスカレーターの安全な利用の促進に関し必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、エスカレーターの安全な利用について理解を深めるとともに、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、エスカレーターの利用による事故等を防止するため、エス

カレーターの安全な利用に努めなければならない。

(管理者等の責務)

第6条 管理者等は、利用者に対し、エスカレーターの安全な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

2 管理者等は、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係事業者の責務)

第7条 関係事業者は、その事業活動を通じて、エスカレーターの安全な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

2 関係事業者は、市が実施するエスカレーターの安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(利用上の義務)

第8条 利用者は、右側か左側かを問わず、エスカレーターの踏段（人を乗せて昇降する部分をいう。）上に立ち止まらなければならない。

(利用方法の周知義務)

第9条 管理者等は、利用者に対し、前条に規定する方法によりエスカレーターを利用するよう周知しなければならない。

(指導及び助言)

第10条 市長は、エスカレーターの安全な利用の促進のため必要があると認めるときは、管理者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。